

高齢者をねらう悪質な着物の展示会商法にご注意ください！

認知症の疑いがある家族が友人に誘われて、事業者の車で、着物・装飾品などの展示会や、食事会に連れて行かれている。

会場に行くたびに勧誘され、言われるがままに契約しているようだ。

これまでの契約金額は10か月で300万円を超えている。

年金の約8割を支払いに充てており、生活に困っている。【80歳代女性】

これは「展示会商法」とよばれ、高齢者などを展示会、豪華な食事会や旅行会に誘い、次々と高価な着物やアクセサリーを買わせるもので、中には総額1千万円を超えている場合もあります。

展示会に誘う「友人」は、事業者に雇用されている場合が多く、個人的な人間関係で展示会に誘い、契約させています。また、友人本人も多数の着物を買わされているケースも多くなっています。

「展示会商法」は約10年前に大きな社会問題となり、今では相談件数は減っているものの、依然として被害が続いています。

このような場合は、過量販売などの問題点を指摘して契約の取消しを求めていく必要がありますが、事業者が問題点を一切認めない悪質なケースも多く、注意が必要です。

困ったときは、一人で悩まず、大阪市消費者センターにご相談ください。



◆大阪市消費者センターからのお知らせ

●消費生活相談専用電話
06-6614-0999

※消費者ホットライン「局番なし188 (イヤヤ!）」でも繋がります



消費生活 大阪市内にお住まいの方に限ります。
相談窓口 毎日 10時~17時、12/29~1/3を除く



地域講座
のご案内

●地域講座のご案内
06-6614-7522

無料で講師を派遣し、消費者トラブルの未然防止や、被害にあった時の対処法などを、わかりやすく解説する講座です。

メインキャラクターエルちゃん

